

中学生とその保護者のみなさんへ

栃木県の県立高等学校は

平成27年度入学者選抜(平成26年度末実施)から

**通学区区域(学区)が廃止され  
全県一学区**となります。



住む地域によって制限されることなく、自分の進路希望に応じ、主体的に学校を選択することができるようになります。

平成26年4月  
栃木県教育委員会

# ● 通学区域(学区)の廃止に関する Q & A ●

## Q1 いままでの通学区域(学区)制度はどのようなものでしたか。

**A** 通学区域(学区)制度は、もともとは居住地を含む一定の地域(通学区域)の中にある県立高校のみを志願できるとした制度であり、高校教育の普及と機会均等などを目的として、戦後の新制高校発足とともに法律により設けられました。その後、その目的は達成されたとして平成14年に法律が改正され、制度の改廃については各都道府県教育委員会の判断に委ねられることとなりました。

昭和24年に設定された本県の通学区域(学区)は、当初は15学区に分かれていましたが、その後数回にわたり見直しが行われ、平成5年以降は普通科及び総合学科の高校を対象にした7学区体制になっています。また、共通学区の設定や学区外からの受入率を25%にするなど弾力的な制度運用を行いながら現在に至っております。

## Q2 通学区域(学区)を廃止する目的は何ですか。

**A** 通学区域(学区)廃止の最大の目的は、本県の中学生は「どこに住んでいても同じ条件で、できるだけ多くの高校から自由に行きたい高校を選べるようにする」ということです。

通学区域(学区)廃止により、学校選択の幅が広がり、進路目的や興味・関心に合った高校を、これまで以上に主体的に選ぶことができるようになり、さらに、居住地による制限が無くなるため、どこに住んでいても同じ条件で高校を志願することができるようになります。

また、各高校がこれまで以上に皆さんの期待に応えられるような学校づくりに取り組み、高校の特色化が一層進むことが期待されます。

## Q3 特定の高校に志望が集中するなどの心配はありませんか。

**A** もともと学区の制限がない農業や工業などの専門学科や中高一貫教育校において、ほとんどの生徒は地元を中心とした一定の範囲から通学しています。中学生の多くは無理なく通学できる範囲から自分に合った高校を選択する傾向にあり、通学区域(学区)の廃止により学校選択の幅は広がっても、特定の高校に志望が集中する可能性は低いと考えられます。

また、既に通学区域(学区)を廃止した他県の状況を調査したところ、特定の高校に志望が集中したりするなどの大きな変化や混乱はほとんど見られなかったとのことでした。

### 通学区域(学区)の廃止等に関するお問い合わせは

栃木県教育委員会事務局総務課高校再編推進担当  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20  
電話:028-623-3364  
E-mail:soumu@pref.tochigi.lg.jp